

認定通関業者の認定の公告

関税法第79条第4項の規定により、下記のとおり公告する。

平成24年6月11日

函 館 税 関 長 佐 野 郁 夫

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

株式会社栗林商会
北海道室蘭市入江町1番地19

2. 関税法第7条の2第1項及び第2項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

- (1) 株式会社栗林商会 運輸営業部
北海道室蘭市入江町1番地19
- (2) 株式会社栗林商会 苫小牧支社
北海道苫小牧市元中野町2丁目13番16号
- (3) 株式会社栗林商会 札幌支社
北海道札幌市中央区北3条西12丁目2番地4号
- (4) 株式会社栗林商会 札幌支社石狩新港営業所
北海道石狩市新港中央1丁目202番地1
- (5) 株式会社栗林商会 札幌支社千歳営業所
北海道千歳市平和1388番7号

3. 関税法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成24年6月11日